

一般財団法人田中記念館六洲荘定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人田中記念館六洲荘という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県鹿島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、鹿島高等学校在校生及び卒業生並びに鹿島藤津地区及びその近隣の青少年に対して、社会の有為な形成者として必要な資質の習練育成を行うとともに、能力を有する者で、経済的事情により高等学校で学ぶことの困難な者にその機会を与える育英事業を行い、併せて顕彰碑等の保全を行うことによって、青少年の健全育成及び教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の習練育成に関する事業
- (2) 育英奨学に関する事業
- (3) 田中・田沢顕彰碑の保全に関する事業
- (4) 会館の貸与に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 財産目録に記載した財産
 - (2) 基本財産として寄附された財産
 - (3) 評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 この法人の基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由により処分し、又は担保に供する場合は、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けるとともに、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第10条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類(以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会に提出し、第1号から第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第7号までの書類については承認を得るものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書
- (6) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (7) 財産目録

2 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会の決議を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同じ決議を得なければならない。

(会計原則)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計慣行に従うものとする。

(剰余金の処分制限)

第13条 この法人は、評議員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

第4章 役 員

(役員の設置)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
- (2) 監事2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

3 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

第15条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第 16 条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐する。
 - 4 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 17 条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行を監査し、監査報告書を作成すること。
 - (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められたときは、これを理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対し理事会の招集の請求すること。また、その請求があつた日から5日以内にその請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

- 第 18 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。
 - 5 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任したことにより、第14条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 19 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 20 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 5 章 評議員

(評議員の定数)

第 21 条 この法人に、評議員 10 人以上 15 人以内を置く。

2 評議員のうち 1 人を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第 22 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならぬ。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げた者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員長は、評議員会において選定する。
- 4 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

（評議員の任期）

- 第23条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任したことにより、第21条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

- 第24条 評議員は無報酬とする。

第6章 評議員会

（構成及び権限）

- 第25条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額
(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
(5) 定款の変更
(6) 残余財産の処分
(7) 基本財産の処分又は除外の承認
(8) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受けの承認
(9) 合併の承認
(10) 事業の全部又は一部の譲渡
(11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

- 第26条 この法人の評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

（招集）

- 第27条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招

集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 第2項の請求した評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があつた日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

- 第28条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的等を記載した書面をもって通知をしなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第29条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(定足数)

- 第30条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

- 第31条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受けの承認
 - (6) 合併の承認
 - (7) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (8) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第14条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

- 第32条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

- 第33条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告を要しないことについて、評議員の全員が書面又

は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第 34 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び評議員会で選任された議事録署名人 2 名は、これに記名押印しなければならない。

第 7 章 理事会

(構成及び権限)

第 35 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時、場所及び評議員会の目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (5) 前各号のほかこの法人の業務執行の決定

3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(種類及び開催)

第 36 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内に理事会を開催する旨の招集通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内に理事会を開催する旨の招集通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招 集)

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号及び第 5 号の場合を除く。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号の規定による理事会の開催請求があつ

たときは、その請求のあった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対し、会議の日時、場所、目的等事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 39 条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、この定款に別に定めるものを除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 41 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 91 条第 2 項に係る報告についてはこの限りではない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 22 条の変更についても適用する。

(合併及び事業の譲渡)

第 45 条 この法人は、評議員会の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散等により清算するときにある残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営状況及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

(公 告)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雜 則

(委 任)

第51条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長（代表理事）は、坂本武一郎とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

宮崎 道 今村 孝治 吉富 良 森 四朗 石橋 孝治

田中 勝子 峰下 佐恵子 石永 照彰 栗林 雅彦 藤井 美佳

盛永 伸一 光武 博之 古賀 茂樹 藤松 洋子